

一斉清掃 (鳥取地域)

問 鳥取市市民運動推進協議会 (協働推進課内)

TEL 0857-30-8177

みなで「ごみのない美しいまち」！  
時 5月16日(日) ※ごみは翌17日〜28日までの間に収集します。

【注意事項】

- ◆3密を避けるなどの感染症対策を行い実施してください。
- ◆自治会などで中止または延期の判断をしていただいてもかまいません。その際は、協働推進課に連絡をお願いします。
- ◆鳥取市に鳥取県版新型コロナ警報「警報」が発令している場合は中止します。

ふなれんの映像を見る会

問 鳥取市文化センター

TEL 0857-27-5181

TEL 0857-27-5154

内容 ふなれんに関する昔なつかしの映像を上映 上映予定：(一)「日本出合いの旅」浜の目は冬の光(平成3年放送) (二) 特集・童謡唱歌百景「ふなれんと鳥取」(平成10年放送) 時 5月20日(木) 10:00〜14:00 (午前・午後とも内容は同じ) 所 鳥取市文化

センター2階大会議室 料 無料  
※事前申込み不要

鳥取市文化ホールの天井改修

問 鳥取市文化センター

TEL 0857-27-5181

HP http://www.tottori-shinkoukai.or.jp/bunkahall.html

天井改修のため、次の期間、ホールおよび練習室を利用休止とします。ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。詳しくは、鳥取市文化センターまでお問い合わせください。  
時 8月〜令和4年9月(予定)

飼い猫の不妊・去勢奨励事業

問 鳥取県獣医師会

TEL 0857-53-4300

HP http://www.tori-vet.jp/

額 不妊手術(メス)：4千円、去勢手術(オス)：2千円 ※上記を差し引いた額を病院にお支払ください。 数 600匹 ※1世帯につき年間4頭まで 募 令和4年2月15日までに、動物病院で申込書に必要事項を記入のうえ、お申込みください。申込みをした動物病院で手術を予約し、令和4年3月10日までに、手術をしてください。

募集

建築指導課からのお知らせ

問 本庁舎建築指導課

TEL 0857-30-8362

TEL 0857-20-3956

【耐震診断の助成】

対 昭和56年5月31日以前に建築された建築物(木造住宅は平成12年5月31日以前に建築されたもの)の耐震診断費用の一部を助成 数 一戸建て住宅：2件 一般建築物：2件 ※先着順 募 5月10日(月)〜令和4年1月31日(月)

【一戸建て住宅耐震設計の助成】

対 平成12年5月31日以前に建築された木造一戸建て住宅で耐震診断の結果、耐震性能が不足すると判定されたものの耐震設計費用の一部を助成 数 耐震設計：10件 ※先着順 募 5月10日(月)〜令和4年1月31日(月)

【一戸建て住宅耐震改修の助成】

対 平成12年5月31日以前に建築された木造一戸建て住宅で、申込時点で耐震診断および耐震設計が完了しており、令和4年2月末までに事業が完了するものの耐震改修費用の一部を助成 数 耐震改修：10件 ※先着順 募 5月10

日(月)〜令和4年1月31日(月)

【ブロック塀の撤去、改修の助成】

対 道路に面した高さ60センチ以上の危険なブロック塀などの撤去および撤去後の改修(軽量フェンス、生垣に限る) 工事費用の一部を助成(ただし、私道沿いのブロック塀は除く) 数 30件程度 ※先着順 募 5月10日(月)〜6月30日(水)の間に申請書を建築指導課までお持ちください。

【危険空き家除却の助成】

内 本市より倒壊などのおそれがある空き家と指導された住宅の除却費用の一部を助成 対 申込書に記載する要件をすべて満たすものであり、令和4年3月上旬までに除却予定のもの 数 10件 募 5月31日(月)までに申込書を郵送(消印有効) または建築指導課までお持ちください。

※申込書は建築指導課窓口で配布するほか、本市公式ホームページでダウンロードできます。

※各総合支所、電話、ファクシミリ、電子メールなどによる受付は行いません。

※助成額や詳しい要件など、詳しくは本市公式ホームページをご覧ください。

協働推進課からのお知らせ

問 本庁舎協働推進課

TEL 0857-30-8177

TEL 0857-20-3919

問 各総合支所地域振興課 (2ページ)

【自主防犯活動団体補助金】

容 防犯パトロール用具の購入、安全マップ作成、広報紙作成など 対 各地区で継続的に自主防犯活動に取り組んでいるボランティア団体・自治会・町内会などで、過去に当該補助を受けていない団体 員 2団体程度 額 1団体あたり

10万円まで ※予算の範囲内で交付しますので、応募団体多数の場合は、助成額に変動があります。

募 5月6日(木)〜6月11日(金)

【防犯ベストおよびキャップの支給】

容 防犯パトロールに使用するベストおよびキャップの支給

対 各地区で継続的に自主防犯活動に取り組んでいるボランティア団体・自治会・町内会など ※過去に支給実績のある団体も申請できます。 数 1団体あたりベストおよびキャップ20個程度 ※申込み多数の場合は、減数になる場合があります。 募 5月6日(木)

新規LED防犯灯設置事業

問 本庁舎道路課

TEL 0857-30-8351

TEL 0857-20-3956

令和4年度に新規LED防犯灯設置を希望される町内会は申請してください。申請には設置箇所などの制限があります。 募 6月18日(金) 必着で、道路課が最寄りの地域の総合支所へ申込書をお持ちください。 ※ファクシミリの受付は行いません。 ※詳しくは道路課または最寄りの地域の総合

支所へお問い合わせください。

歩こう会5月例会

問 歩こう会事務局

TEL 0857-28-3285

時 5月9日(日) 9:30〜16:10

内 JR鳥取駅〜若桜駅〜若桜町 鬼ヶ城址〜若桜駅〜JR鳥取駅(歩行距離4.0km) 持歩き用の服装 料 1360円(交通費) ※水筒・弁当・雨具は各自で用意ください。 ※中止の有無は、1週間前に事務局までご確認ください。

学生みなさん、学生納付特例制度の利用には申請が必要です



問 鳥取年金事務所 TEL 0857-27-8311  
問 本庁舎保険年金課 TEL 0857-30-8224 TEL 0857-20-3906

「学生納付特例制度」は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、各種学校(修業年限1年以上である課程)などに在学している学生のうち、本人の前年所得が128万円以下であれば利用できます(扶養親族や社会保険料控除がない場合)。

学生納付特例の期間は受給資格期間に算入され、猶予された国民年金保険料は10年以内であれば払うことができます(追納)。

学生納付特例の申請は、学生証の写しまたは在学証明書を本庁舎1階国保と年金(9番)窓口にお持ちください。

令和2年度に承認を受けていて、令和3年度も在学する人にはハガキ形式の申請書が届きますので、必要事項を記入してポストに投函してください。

■令和3年度から新たに学生納付特例を申請する人、在学する学校を変更する人、在学予定期間の最終年度が変更になった人 学生納付特例申請書の提出が必要です。

※新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、郵送での提出も推奨しています。問い合わせは鳥取年金事務所または保険年金課まで。

交通事故などで治療を受けたら届出を



問 本庁舎医療費適正化推進室 TEL 0857-30-8227 TEL 0857-20-3906

交通事故など、他人の行為によりけがや病気で治療を受けた場合、医療費は加害者が負担するのが原則ですが、鳥取市(保険者)に被害の内容を届け出ることによって、保険証を使って治療を受けることができます。

保険証を使って治療を受けるときは、届出を行なって下さい。届出は、必ず示談の前に行なって下さい。

■このような場合も届出が必要です

- ・他人の飼い犬にかまれた
- ・他人などの落下物にあたった
- ・傷害事件に巻き込まれた など